

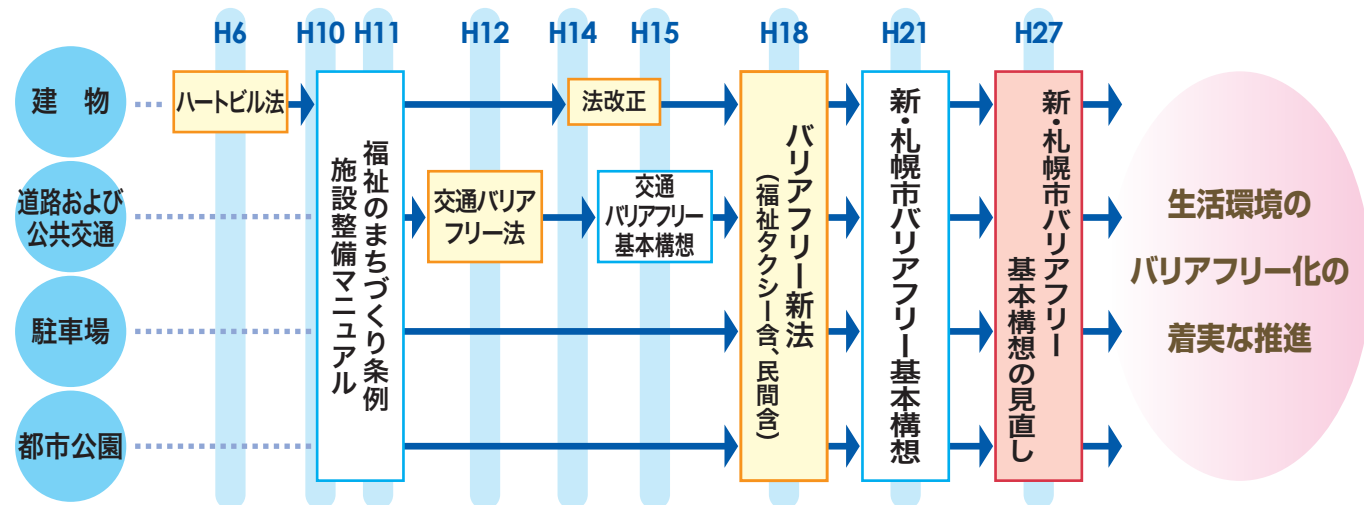
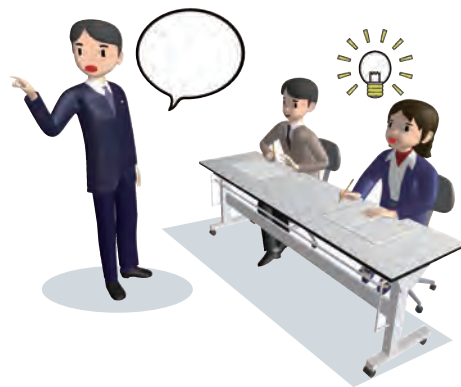
I バリアフリー基本構想見直しの背景

1 基本構想の位置づけと見直しの目的

バリアフリー基本構想とは、平成18年に制定された「バリアフリー新法」に基づき、自治体が、高齢者、障がい者等が利用する施設が集積する地区で、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進するために策定するものです。

札幌市では、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、平成21年に「新・札幌市バリアフリー基本構想」を策定するなど、バリアフリー環境の整備に取り組んできました。(平成23年に一部見直し)

基本構想の策定後、国の基本方針が改定されたほか、高齢化のますますの進展や障害者差別解消法の制定など、バリアフリーを取り巻く状況も変化していることから、これまでの取組を検証し、新たに策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」などの上位計画と整合を図りながら、今回、基本構想を見直すこととしました。



札幌市総合交通計画
(平成24年1月策定)

- 様々な交通モードのバリアフリー化
- 歩道のバリアフリー化の推進

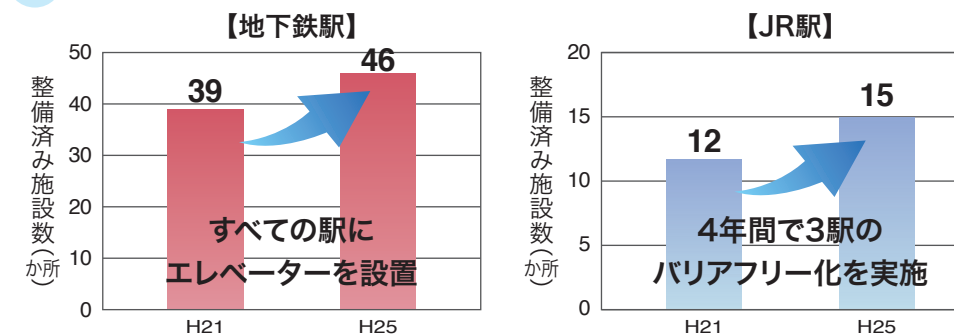
札幌市まちづくり戦略ビジョン
ビジョン編 (平成25年2月策定)
戦略編 (平成25年10月策定)

- 重点整備地区におけるバリアフリー化を推進
- 再開発を利用したバリアフリー化の促進

2 バリアフリー整備の取組状況

札幌市が策定したバリアフリー基本構想の実現に向けて、それぞれの施設管理者が「特定事業計画」を作成し、バリアフリー化を推進しています。基本構想の策定以降、駅などの旅客施設、車両等、道路、信号機等、路外駐車場、都市公園、建築物の施設のバリアフリー化が着実に進んでいます。その一例をご紹介します。

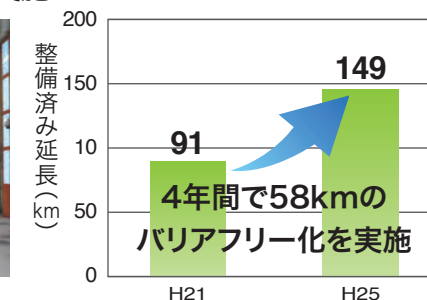
旅客施設 ・地下鉄駅やJR駅でエレベーターの設置などを実施



車両等 ・659台の低床バスを導入
・270台の福祉タクシーを導入



道路 ・重点整備地区内の生活関連経路で道路のバリアフリー化を実施



信号機等 ・621か所の信号機でバリアフリー化を実施



路外駐車場 ・路外駐車場の届出の機会にバリアフリー化に向けた指導・助言を実施



都市公園 ・トイレのバリアフリー化を実施し、244か所の公園で整備完了



建築物 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置など経路を整備
・障がい者対応型エレベーターを整備
・オストメイト対応型トイレを整備

